

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成13年1月1日から平成13年12月31日までの間の所得について、平成14年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告納税者という。)の課税の実績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

(注) 「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種の所得を併有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

2 申告所得税の一般の税率(課税総所得金額又は課税退職所得金額に対して)

1,000円以上	330万円未満の金額	10%	(控除額 0万円)
330万円以上	900万円	20%	(" 33万円)
900万円以上	1,800万円	30%	(" 123万円)
1,800万円以上の金額		37%	(" 249万円)

3 申告所得税の主な諸控除(平成13年分)

(1) 所得控除

イ 基礎控除 380,000円

ロ 配偶者控除

(イ) 老人控除対象配偶者 480,000円

(ロ) その他の控除対象配偶者 380,000円

(ハ) (イ)のうち同居特別障害者 830,000円

(ニ) (ロ)のうち同居特別障害者 730,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、配偶者控除を受けられない。)

ハ 配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円以下の者で、その配偶者が

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の合計所得金額	控除額
49,999円まで	38万円
50,000円から99,999円まで	33万円
100,000円から149,999円まで	28万円
150,000円から199,999円まで	23万円
200,000円から249,999円まで	18万円
250,000円から299,999円まで	13万円
300,000円から349,999円まで	8万円
350,000円から379,999円まで	3万円
380,000円	0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円から399,999円まで	38万円
400,000円から449,999円まで	36万円
450,000円から499,999円まで	31万円
500,000円から549,999円まで	26万円
550,000円から599,999円まで	21万円
600,000円から649,999円まで	16万円
650,000円から699,999円まで	11万円
700,000円から749,999円まで	6万円
750,000円から759,999円まで	3万円
760,000円以上	0円

二 扶養控除

(イ) 老人扶養親族(70歳以上)

A	同居特別障害者	├── a	同居老親等	930,000円
		└── b	a以外	830,000円
B	A以外	├── a	同居老親等	580,000円
		└── b	a以外	480,000円

(ロ) 特定扶養親族(16歳～22歳)

A	同居特別障害者	980,000円
B	A以外	630,000円

(ハ) 一般の扶養親族(上記(イ)及び(ロ)以外)

A	同居特別障害者	730,000円
B	A以外	380,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、扶養控除を受けられない。)

ホ 雑損控除 …… 災害等の損失額(保険金などで補てんされる金額を除く。)で所得金額の合計額の10%を超える金額と災害関連支出の金額で50,000円を超える金額のいずれが多い方の金額

ヘ 医療費控除 …… 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く。)から100,000円と所得金額の合計額の5%とのいずれが小さい方の金額を控除した金額(最高200万円)

ト 生命保険料控除

{	一般の保険料の計の金額(a)を下の	}	+	{	個人年金保険料の計の金額(b)を下の	}
	に当てはめてその(a)の金額を基に計算				らに当てはめてその(b)の金額を基に計算	
した金額(最高5万円)				した金額(最高5万円)		
25,000円まで				(a)又は(b)の全額		
25,000円を超え50,000円までの場合				[(a)又は(b)] × 1/2 + 12,500円		
50,000円を超える場合				[(a)又は(b)] × 1/4 + 25,000円		

チ 社会保険料控除 …… 支払った社会保険料の全額

リ 損害保険料控除

{	長期保険料の計の金額(a)	}	+	{	短期保険料の計の金額(b)	}
	((a)の金額が10,000円を超える場合は				((b)の金額が2,000円を超える場合は	
(a) × 1/2 + 5,000円(最高15,000円)				(b) × 1/2 + 1,000円(最高3,000円)		
(最高限度額15,000円)						

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)と心身障害者扶養共済掛金との合計額

ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …… 270,000円

ただし、特別障害者の障害者控除は…400,000円、特定の寡婦の寡婦控除は…350,000円

ヲ 老年者控除 …… 500,000円

ワ 寄附金控除 …… 特定寄附金の支出額(所得金額の25%を限度)のうち、10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 …… 原則として、配当所得の金額の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当所得の金額については5%)。ただし、建設利息、基金利息、外国法人からの配当金、特定目的会社の配当、証券投資法人の投資口の配当、源泉分離課税や確定申告しないことを選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 …… 外国所得税の額のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$13\text{年分所得税の額} \times \frac{13\text{年分の国外所得総額}}{13\text{年分の所得総額}} = \text{控除限度額}$$

2 申告所得税

八 住宅借入金(取得)等特別控除

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	控 除 期 間	床 面 積	所得基準
平成 8年 1月 1日) 平成 8年12月31日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)及び2年目 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 1.5\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{超2,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高30万円) (ロ) 3年目から6年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高25万円)	6年	50㎡以上 240㎡以下	2,000万円 以下
平成 9年 1月 1日) 平成 9年12月31日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から3年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 2\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{超2,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高35万円) (ロ) 4年目から6年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高25万円)	6年	50㎡以上 240㎡以下	2,000万円 以下
平成10年 1月 1日) 平成10年12月31日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 1\%$ (最高50万円) (ロ) 7年目から11年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 0.75\%$ (最高37.5万円) (ハ) 12年目から15年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 0.5\%$ (最高25万円) 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、 選択により、平成10年中に居住の用に供した場合と同じ控除期間及び控除 額を適用することができる。	15年	50㎡以上	3,000万円 以下
平成13年 7月 1日) 平成13年12月31日	居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 1\%$ (最高50万円)	10年	50㎡以上	3,000万円 以下

二 政党等寄付金特別控除

次の(イ)と(ロ)とのいずれか少ない方の金額

(イ) [(政党等に対する寄付金の支出額) - (1万円 - 「特定寄付金の支出額」)] × 30%

(ロ) 所得税の額の25%相当額

ただし、政党等に対する寄付金の支出額について寄付金控除を受ける場合は、受けることができない。

2 申告所得税

2 - 1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
確 定 申 告	206,511	1,052,142,681	58,305,572
修 正 申 告	83	529,353	36,299
決 定 ・ 増 額 更 正	-	-	-
減 額 更 正	-	-	-
更 正 請 求	-	-	-
異 議 申 立 決 定 等	-	-	-
計	実 206,594	1,052,672,034	58,341,871
法 103 条 による 税 額	804	-	232,667
合 計	207,398	-	58,574,537
過 少 申 告 加 算 税	内 -	-	-
無 申 告 加 算 税	内 4	4	250
重 加 算 税	内 -	-	-
納 税 額 総 計	-	-	58,574,787

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を示したものである。

(注)1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は延人数を掲げ、内書は加算税の全額が異動したものを掲げた。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
平 成 9 年 分	264,499	1,306,515,618	84,632,813
10	189,535	1,122,421,416	72,031,554
11	222,980	1,126,281,227	62,639,417
12	217,988	1,140,485,456	67,575,868
13	206,594	1,052,672,034	58,341,871

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
59,206	215,732,129	13,516,240	7,395	23,241,855	824,239	139,910	813,168,697	43,965,093
11	28,683	2,988	1	4,008	649	71	496,662	32,662
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
実 59,217	215,760,813	13,519,228	実 7,396	23,245,862	824,888	実 139,981	813,665,359	43,997,755

- 用語の説明: 1 **総所得金額等**とは、総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計)及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
- 2 **申告納税額**とは、総所得金額等から所得控除を控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
- 3 **更正請求**とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定の期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。
- 4 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。
- 5 **加算税**とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
- (1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの
- (2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの
- (3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
93,069	319,325,524	22,007,428	10,971	36,467,449	1,737,241	160,459	950,722,645	60,888,144
51,584	220,400,152	15,484,877	8,822	39,019,659	1,842,324	129,129	863,001,605	54,704,353
69,015	244,503,347	14,371,087	8,788	30,123,476	1,151,048	145,177	851,654,404	47,117,282
64,754	229,622,262	13,737,082	8,267	27,477,136	997,509	144,967	883,386,058	52,841,277
59,217	215,760,813	13,519,228	7,396	23,245,862	824,888	139,981	813,665,359	43,997,755

2 申告所得税

(3) 既往年分の課税状況

区 分	平成12年分			平成11年以前分			計		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 8,773 16,396			内 2,250 6,597			内 11,023 22,993		
		46,978,700	2,531,802		20,054,556	2,505,846		67,033,256	5,037,648
加算税の増減差額	内 7,445 7,458			内 4,660 4,684			内 12,105 12,142		
		-	287,188		-	428,850		-	716,038
合 計	-	-	2,818,990	-	-	2,934,697	-	-	5,753,687

調査対象等：平成12年分以前の申告所得税の納税者について、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

(注) 「人員」欄はそれぞれ延人員を掲げ、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを掲げた。

(4) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条 肉用牛の売却による農業所得の免税の規定によるもの	206	401,225	45,909
災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条 所得税の軽減免除の規定によるもの	1	1,732	67
合 計	207	402,957	45,976

調査対象等：平成13年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免税（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の実績を平成14年3月31日現在で示したものである。

2 申告所得税

(5) 税務署別課税状況

区 分	所 得 者 内 訳						
	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			
	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	
	人	千円	千円	人	千円	千円	
徳 島 県	徳 島	4,916	17,298,514	1,023,982	821	2,830,045	99,575
	鳴 門	2,171	8,060,726	485,395	700	2,549,684	89,386
	阿 南	1,818	5,750,370	242,862	201	599,821	21,294
	川 島	922	2,853,554	162,856	194	568,479	19,665
	脇 町	579	2,031,673	97,137	54	150,681	4,054
	池 田	661	2,187,149	99,490	29	91,879	3,222
	計	11,067	38,181,987	2,111,721	1,999	6,790,589	237,196
香 川 県	高 松	6,095	25,025,895	1,775,868	237	732,806	27,595
	丸 亀	2,390	8,926,689	570,184	146	394,842	12,649
	坂 出	1,941	7,631,450	463,744	157	536,395	20,053
	観 音 寺	2,099	7,654,937	507,077	748	2,420,121	103,539
	長 尾	1,659	6,418,484	426,478	116	317,254	9,428
	土 庄	612	2,268,701	151,124	33	79,869	1,736
	計	14,796	57,926,155	3,894,474	1,437	4,481,287	175,000
愛 媛 県	松 山	8,401	30,799,030	1,836,830	580	1,493,425	42,540
	今 治	2,830	9,673,765	501,163	147	367,563	12,325
	宇 和 島	2,015	8,206,361	604,245	136	377,247	13,604
	八 幡 浜	1,372	4,865,470	279,743	483	1,383,139	43,465
	新 居 浜	2,123	7,313,773	427,035	23	54,525	1,758
	伊 予 西 条	1,478	5,257,784	298,474	147	452,819	16,675
	大 洲	857	3,056,264	161,274	143	428,312	15,832
	伊 予 三 島	1,331	4,721,629	261,653	54	190,676	8,562
	計	20,407	73,894,075	4,370,415	1,713	4,747,706	154,760
高 知 県	高 知	5,936	20,858,555	1,432,960	166	633,740	34,009
	安 芸	1,088	4,046,263	297,433	607	1,831,194	57,483
	南 国	1,566	5,607,233	393,666	733	2,340,139	85,794
	須 崎	1,348	4,627,678	285,929	245	755,585	25,610
	中 村	1,723	6,433,984	460,556	154	468,969	14,070
	伊 野	1,286	4,184,883	272,074	342	1,196,654	40,967
	計	12,947	45,758,596	3,142,617	2,247	7,226,281	257,932
全 管 計	59,217	215,760,813	13,519,228	7,396	23,245,862	824,888	

(注) この表は、「(1)申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

所得者内訳			合 計					
その他所得者			人 員		総所得金額		申告納税額	
人 員	総所得金額	申告納税額	人 員	前年比	総所得金額	前年比	申告納税額	前年比
人	千円	千円	人	%	千円	%	千円	%
12,761	84,833,645	5,276,543	18,498	96.3	104,962,204	94.2	6,400,100	88.2
4,835	30,705,237	1,836,223	7,706	94.9	41,315,647	60.2	2,411,004	31.6
3,165	18,568,675	1,062,929	5,184	95.6	24,918,866	100.2	1,327,085	107.7
1,942	9,788,234	428,420	3,058	90.1	13,210,267	91.7	610,941	96.4
1,155	6,471,898	321,216	1,788	92.7	8,654,252	94.3	422,407	100.6
1,500	7,659,147	323,167	2,190	93.6	9,938,175	93.4	425,878	95.1
25,358	158,026,835	9,248,498	38,424	95.1	202,999,410	84.9	11,597,415	65.8
19,080	117,822,278	6,466,160	25,412	95.9	143,580,978	93.4	8,269,622	89.0
6,962	34,925,370	1,581,934	9,498	93.0	44,246,901	90.7	2,164,767	87.1
5,538	29,603,081	1,459,647	7,636	92.7	37,770,926	91.0	1,943,444	86.4
5,253	25,612,203	1,071,040	8,100	88.1	35,687,261	85.2	1,681,656	86.9
3,309	16,772,719	743,747	5,084	87.6	23,508,457	91.6	1,179,653	118.8
1,395	6,592,710	246,303	2,040	94.6	8,941,281	92.5	399,164	102.2
41,537	231,328,362	11,568,831	57,770	93.0	293,735,804	91.4	15,638,306	90.2
21,436	135,092,898	8,131,063	30,417	97.4	167,385,353	98.4	10,010,433	101.4
5,619	34,189,695	1,811,733	8,596	92.7	44,231,023	88.7	2,325,221	78.6
3,512	18,595,018	817,889	5,663	93.3	27,178,626	94.2	1,435,738	91.8
3,270	16,473,213	778,947	5,125	89.5	22,721,822	90.0	1,102,154	89.2
3,832	19,565,229	927,703	5,978	100.7	26,933,527	98.4	1,356,496	93.7
3,407	17,281,578	813,442	5,032	94.2	22,992,180	93.9	1,128,590	88.4
2,284	11,950,144	554,803	3,284	92.3	15,434,720	92.1	731,909	83.9
3,366	21,178,019	1,107,975	4,751	96.7	26,090,324	99.1	1,378,190	103.1
46,726	274,325,794	14,943,554	68,846	95.6	352,967,575	95.6	19,468,729	94.7
13,599	86,664,857	5,295,501	19,701	95.8	108,157,152	96.5	6,762,469	97.2
1,714	7,095,634	252,268	3,409	101.1	12,973,091	98.1	607,183	85.6
3,770	20,592,420	1,036,779	6,069	94.5	28,539,792	95.0	1,516,239	95.2
2,353	10,428,695	403,076	3,946	93.2	15,811,959	93.0	714,615	89.6
2,436	12,883,481	660,628	4,313	95.8	19,786,434	97.3	1,135,255	98.7
2,488	12,319,281	588,620	4,116	94.8	17,700,817	97.1	901,661	109.8
26,360	149,984,368	8,236,872	41,554	95.7	202,969,245	96.2	11,637,421	96.7
139,981	813,665,359	43,997,755	206,594	94.8	1,052,672,034	92.3	58,341,871	86.3

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

所得階級	合計所得				譲渡所得		山林所得
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計		うち短期譲渡所得があるもの	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	2,113	58	1,758	3,929	883	167	84
100万円以下	3,519	192	2,932	6,643	336	31	26
150万円以下	7,112	690	12,088	19,890	446	28	30
200万円以下	7,977	1,055	15,220	24,252	446	16	15
250万円以下	8,192	1,158	16,249	25,599	378	13	25
300万円以下	7,138	981	12,542	20,661	336	9	12
400万円以下	9,794	1,508	17,634	28,936	608	22	13
500万円以下	5,027	851	12,534	18,412	441	18	17
600万円以下	2,671	433	9,900	13,004	343	9	4
700万円以下	1,486	223	7,858	9,567	311	8	7
800万円以下	833	99	5,918	6,850	253	4	3
1,000万円以下	963	91	7,683	8,737	435	5	2
1,200万円以下	476	35	4,496	5,007	334	4	2
1,500万円以下	432	14	4,293	4,739	414	8	1
2,000万円以下	519	6	3,797	4,322	457	7	3
3,000万円以下	489	1	2,684	3,174	495	10	2
5,000万円以下	318	-	1,622	1,940	430	5	1
5,000万円超	158	1	773	932	328	5	-
合計	59,217	7,396	139,981	206,594	7,674	369	247
				内 256	外 298		外 4

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注)1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得又は臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計	12年分人員
	人	人	人	人	人
70万円以下	548	10	68	626	635
100万円以下	1,087	45	150	1,282	1,342
150万円以下	2,686	134	727	3,547	3,605
200万円以下	3,284	285	1,186	4,755	4,799
250万円以下	3,558	326	1,486	5,370	5,215
300万円以下	3,269	295	1,463	5,027	5,065
400万円以下	5,042	523	2,612	8,177	8,396
500万円以下	2,970	322	2,165	5,457	5,728
600万円以下	1,756	180	1,804	3,740	3,851
700万円以下	1,040	94	1,427	2,561	2,542
800万円以下	627	53	1,081	1,761	1,809
1,000万円以下	735	37	1,618	2,390	2,264
1,200万円以下	357	21	862	1,240	1,309
1,500万円以下	347	11	837	1,195	1,136
2,000万円以下	453	2	781	1,236	1,184
3,000万円以下	447	1	676	1,124	1,082
5,000万円以下	303	-	516	819	767
5,000万円超	150	1	233	384	369
合計	28,659	2,340	19,692	50,691	51,098

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成14年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

2 申告所得税

(3) 都道府県別平均所得金額

都道府県名	13年分 平均所得	13年の 順位	9年分 平均所得	13/9	都道府県名	13年分 平均所得	13年の 順位	9年分 平均所得	13/9
	千円		千円	%		千円		千円	%
東京	7,515	1	7,386	101.7	広島	5,013	25	5,033	99.6
神奈川	6,370	2	6,598	96.5	三重	5,003	26	5,248	95.3
沖縄	6,277	3	4,953	126.7	福井	4,956	27	5,126	96.7
奈良	6,092	4	6,195	98.3	茨城	4,943	28	5,174	95.5
愛知	6,038	5	6,190	97.5	熊本	4,936	29	4,756	103.8
兵庫	5,974	6	6,238	95.8	岡山	4,888	30	4,865	100.5
大阪	5,794	7	5,857	98.9	高知	4,884	31	4,666	104.7
京都	5,790	8	5,867	98.7	鹿児島	4,818	32	4,635	103.9
千葉	5,734	9	5,878	97.6	富山	4,803	33	5,060	94.9
埼玉	5,579	10	5,835	95.6	山梨	4,742	34	4,883	97.1
福岡	5,362	11	5,312	100.9	長野	4,739	35	5,013	94.5
徳島	5,283	12	4,921	107.4	青森	4,710	36	4,622	101.9
静岡	5,253	13	5,382	97.6	新潟	4,608	37	4,842	95.2
滋賀	5,240	14	5,407	96.9	佐賀	4,533	38	4,638	97.7
岐阜	5,162	15	5,350	96.5	宮崎	4,493	39	4,396	102.2
栃木	5,132	16	5,184	99.0	福島	4,483	40	4,592	97.6
愛媛	5,127	17	4,975	103.1	山口	4,463	41	4,467	99.9
石川	5,090	18	5,282	96.4	鳥取	4,462	42	4,364	102.2
香川	5,085	19	5,101	99.7	長崎	4,427	43	4,456	99.3
群馬	5,074	20	5,176	98.0	島根	4,412	44	4,398	100.3
和歌山	5,065	21	5,078	99.7	山形	4,376	45	4,428	98.8
大分	5,064	22	4,892	103.5	秋田	4,358	46	4,351	100.2
北海道	5,054	23	5,102	99.1	岩手	4,346	47	4,358	99.7
宮城	5,028	24	5,090	98.8	平均	5,647	-	5,681	99.4

(注) この表は、申告所得税の納税額があったものについて、県別に平均所得金額を掲げた。

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その1)

区 分	営 業 等										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
徳 島 県	徳 島	199	333	680	727	682	579	765	353	182	87
	鳴 門	79	119	275	290	355	254	337	163	83	55
	阿 南	51	84	218	261	293	245	307	138	85	36
	川 島	37	77	115	143	147	132	117	65	33	15
	脇 町	18	42	68	82	80	67	97	49	28	11
	池 田	28	37	82	88	87	80	107	67	30	19
	計	412	692	1,438	1,591	1,644	1,357	1,730	835	441	223
香 川 県	高 松	181	337	637	760	803	756	1,118	538	271	163
	丸 亀	109	149	267	296	318	279	423	222	103	54
	坂 出	66	92	184	215	255	234	367	203	115	57
	観 音 寺	67	118	264	267	289	259	383	185	98	51
	長 尾	50	110	204	198	230	210	286	127	73	39
	土 庄	16	28	83	79	82	76	89	59	34	14
	計	489	834	1,639	1,815	1,977	1,814	2,666	1,334	694	378
愛 媛 県	松 山	265	462	931	1,091	1,112	1,035	1,458	786	439	232
	今 治	104	153	323	360	408	381	458	261	125	77
	宇 和 島	59	147	254	281	225	217	292	154	89	64
	八 幡 浜	53	74	188	180	173	149	214	119	80	50
	新 居 浜	74	108	233	312	290	246	407	186	92	52
	伊 予 西 条	42	61	163	173	241	196	258	137	72	34
	大 洲	30	42	99	127	118	99	140	64	50	29
	伊 予 三 島	40	79	183	171	182	159	218	126	50	34
計	667	1,126	2,374	2,695	2,749	2,482	3,445	1,833	997	572	
高 知 県	高 知	262	418	774	831	825	692	934	443	236	143
	安 芸	42	60	134	178	154	129	155	82	42	35
	南 国	62	96	213	230	218	181	236	142	64	26
	須 崎	52	88	161	181	187	177	199	112	65	29
	中 村	82	129	217	257	221	173	244	138	67	48
	伊 野	45	76	162	199	217	133	185	108	65	32
計	545	867	1,661	1,876	1,822	1,485	1,953	1,025	539	313	
全 管 計	2,113	3,519	7,112	7,977	8,192	7,138	9,794	5,027	2,671	1,486	

(注) この表は、「(1)所得者別人員」を税務署別に示したものである。

所 得 者									合 計	区 分	
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	人			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
49	68	39	34	48	56	24	11	4,916	徳 島	徳 島 県	
27	37	16	13	14	25	27	2	2,171	鳴 門		
27	26	13	10	14	7	3	-	1,818	阿 南		
12	11	4	-	6	5	2	1	922	川 島		
12	5	3	7	5	1	1	3	579	脇 町		
11	9	4	2	5	3	1	1	661	池 田		
138	156	79	66	92	97	58	18	11,067	計		
91	104	51	54	71	88	44	28	6,095	高 松	香 川 県	
45	34	16	18	17	21	12	7	2,390	丸 亀		
32	42	17	10	16	19	13	4	1,941	坂 出		
21	25	14	14	13	8	13	10	2,099	観 音 寺		
29	29	14	10	19	12	12	7	1,659	長 尾		
10	14	7	7	5	4	4	1	612	土 庄		
228	248	119	113	141	152	98	57	14,796	計		
121	151	66	62	64	69	36	21	8,401	松 山	愛 媛 県	
34	44	25	24	22	19	8	4	2,830	今 治		
41	46	26	27	42	23	23	5	2,015	宇 和 島		
26	15	15	11	6	10	7	2	1,372	八 幡 浜		
26	28	14	15	19	11	4	6	2,123	新 居 浜		
19	26	15	6	17	11	5	2	1,478	伊 予 西 条		
9	12	8	9	8	7	6	0	857	大 洲	高 知 県	
20	21	10	10	10	7	4	7	1,331	伊 予 三 島		
296	343	179	164	188	157	93	47	20,407	計		
68	81	47	49	45	44	30	14	5,936	高 知		
12	24	7	4	11	3	9	7	1,088	安 芸		
16	27	7	10	13	10	10	5	1,566	南 国		
18	33	12	7	12	7	6	2	1,348	須 崎		
35	37	16	15	14	13	11	6	1,723	中 村		
22	14	10	4	3	6	3	2	1,286	伊 野		
171	216	99	89	98	83	69	36	12,947	計		
833	963	476	432	519	489	318	158	59,217	全 管 計		

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その2)

区 分	農 業 所										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
徳 島 県	徳 島	6	12	41	109	124	105	171	124	61	28
	鳴 門	-	6	36	77	88	89	145	117	77	37
	阿 南	2	5	21	29	36	28	38	22	7	8
	川 島	1	12	27	29	24	30	31	20	8	4
	脇 町	-	2	8	6	11	8	10	5	2	2
	池 田	-	1	1	6	5	4	6	5	-	-
	計	9	38	134	256	288	264	401	293	155	79
香 川 県	高 松	1	9	27	23	51	23	47	30	13	8
	丸 亀	3	10	18	18	20	19	38	11	5	3
	坂 出	-	3	20	20	22	20	32	16	4	8
	観 音 寺	7	9	63	108	107	118	164	83	38	22
	長 尾	2	3	12	18	23	13	30	8	5	2
	土 庄	-	-	8	8	5	5	3	2	2	-
	計	13	34	148	195	228	198	314	150	67	43
愛 媛 県	松 山	11	21	87	100	120	72	91	51	11	11
	今 治	1	3	23	32	39	17	19	6	4	-
	宇 和 島	-	7	17	25	26	21	20	11	4	1
	八 幡 浜	2	19	57	71	88	72	96	27	31	8
	新 居 浜	1	2	3	2	6	2	6	1	-	-
	伊 予 西 条	2	3	14	23	17	28	24	18	10	3
	大 洲	2	7	19	22	21	16	26	11	10	4
	伊 予 三 島	-	-	2	10	5	9	11	8	4	3
	計	19	62	222	285	322	237	293	133	74	30
高 知 県	高 知	4	7	9	19	17	20	33	23	11	7
	安 芸	6	16	58	93	80	76	143	75	37	11
	南 国	6	16	66	108	111	89	159	80	44	26
	須 崎	1	12	28	33	36	29	47	28	13	7
	中 村	-	2	10	33	20	21	39	12	8	6
	伊 野	-	5	15	33	56	47	79	57	24	14
	計	17	58	186	319	320	282	500	275	137	71
全 管 計	58	192	690	1,055	1,158	981	1,508	851	433	223	

得 者								合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
17	18	3	1	-	1	-	-	821	徳 島
10	13	4	1	-	-	-	-	700	鳴 門
3	1	-	1	-	-	-	-	201	阿 南
4	3	1	-	-	-	-	-	194	川 島
-	-	-	-	-	-	-	-	54	脇 町
-	-	-	1	-	-	-	-	29	池 田
34	35	8	4	-	1	-	-	1,999	計
-	3	1	-	1	-	-	-	237	高 松
-	1	-	-	-	-	-	-	146	丸 亀
2	5	2	3	-	-	-	-	157	坂 出
12	11	3	1	1	-	-	1	748	観 音 寺
-	-	-	-	-	-	-	-	116	長 尾
-	-	-	-	-	-	-	-	33	土 庄
14	20	6	4	2	-	-	1	1,437	計
-	3	2	-	-	-	-	-	580	松 山
1	-	1	1	-	-	-	-	147	今 治
1	-	2	-	1	-	-	-	136	宇 和 島
6	4	2	-	-	-	-	-	483	八 幡 浜
-	-	-	-	-	-	-	-	23	新 居 浜
3	1	1	-	-	-	-	-	147	伊 予 西 条
1	1	2	1	-	-	-	-	143	大 洲
-	1	-	1	-	-	-	-	54	伊 予 三 島
12	10	10	3	1	-	-	-	1,713	計
2	8	3	1	2	-	-	-	166	高 知
11	1	-	-	-	-	-	-	607	安 芸
15	9	2	2	-	-	-	-	733	南 国
3	5	3	-	-	-	-	-	245	須 崎
2	1	-	-	-	-	-	-	154	中 村
6	2	3	-	1	-	-	-	342	伊 野
39	26	11	3	3	-	-	-	2,247	計
99	91	35	14	6	1	-	1	7,396	全 管 計

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その3)

区 分	そ の 他										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
徳 島 県	徳 島	156	254	950	1,275	1,354	1,007	1,522	1,105	947	735
	鳴 門	69	103	429	474	521	400	540	445	343	307
	阿 南	46	70	306	360	330	326	423	283	209	170
	川 島	35	54	215	204	231	172	265	161	132	122
	脇 町	16	21	121	136	128	103	151	100	80	63
	池 田	21	43	164	201	179	130	192	127	110	81
	計	343	545	2,185	2,650	2,743	2,138	3,093	2,221	1,821	1,478
香 川 県	高 松	180	300	1,414	1,904	2,079	1,664	2,514	1,713	1,398	1,058
	丸 亀	81	142	680	821	885	696	944	646	465	358
	坂 出	74	121	461	661	667	520	759	500	359	307
	観 音 寺	66	139	568	634	580	466	677	507	402	356
	長 尾	48	82	353	428	438	304	438	291	213	156
	土 庄	17	19	129	179	188	133	198	112	109	64
	計	466	803	3,605	4,627	4,837	3,783	5,530	3,769	2,946	2,299
愛 媛 県	松 山	247	397	1,538	2,061	2,530	1,944	2,601	1,960	1,551	1,244
	今 治	56	100	409	523	655	488	761	535	448	338
	宇 和 島	45	95	350	412	415	348	459	314	215	182
	八 幡 浜	73	109	376	364	431	286	428	292	203	177
	新 居 浜	55	82	324	521	559	386	525	285	216	158
	伊 予 西 条	42	77	321	413	385	330	454	326	259	186
	大 洲	27	54	242	271	267	210	303	209	173	113
	伊 予 三 島	43	52	266	305	343	330	420	310	255	213
計	588	966	3,826	4,870	5,585	4,322	5,951	4,231	3,320	2,611	
高 知 県	高 知	145	248	1,049	1,433	1,535	1,142	1,559	1,176	996	790
	安 芸	28	53	197	241	219	166	234	162	120	70
	南 国	46	92	346	469	472	323	431	331	244	239
	須 崎	59	89	299	314	259	222	275	222	155	106
	中 村	41	60	266	297	317	212	310	208	145	131
	伊 野	42	76	315	319	282	234	251	214	153	134
計	361	618	2,472	3,073	3,084	2,299	3,060	2,313	1,813	1,470	
全 管 計	1,758	2,932	12,088	15,220	16,249	12,542	17,634	12,534	9,900	7,858	

所 得 者									合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	人		
563	833	546	462	441	305	197	109	12,761	徳 島	徳 島 県
242	316	160	132	128	114	78	34	4,835	鳴 門	
132	163	84	76	80	56	32	19	3,165	阿 南	
82	97	46	44	27	26	21	8	1,942	川 島	
50	50	35	28	34	19	14	6	1,155	脇 町	
63	59	30	25	27	21	19	8	1,500	池 田	
1,132	1,518	901	767	737	541	361	184	25,358	計	
865	1,228	710	678	613	437	221	104	19,080	高 松	香 川 県
267	340	157	171	135	95	61	18	6,962	丸 亀	
221	282	177	153	105	81	72	18	5,538	坂 出	
196	212	110	113	109	71	37	10	5,253	観 音 寺	
117	153	81	74	60	38	25	10	3,309	長 尾	
61	51	41	32	36	19	7	-	1,395	土 庄	
1,727	2,266	1,276	1,221	1,058	741	423	160	41,537	計	
952	1,353	784	745	626	457	273	173	21,436	松 山	愛 媛 県
248	293	167	200	165	121	78	34	5,619	今 治	
119	186	93	90	84	53	36	16	3,512	宇 和 島	
107	109	81	62	77	43	36	16	3,270	八 幡 浜	
120	182	101	114	89	61	41	13	3,832	新 居 浜	
145	149	75	98	62	47	27	11	3,407	伊 予 西 条	
86	93	60	49	54	40	24	9	2,284	大 洲	
138	175	124	117	121	92	41	21	3,366	伊 予 三 島	
1,915	2,540	1,485	1,475	1,278	914	556	293	46,726	計	
619	809	509	506	476	330	180	97	13,599	高 知	高 知 県
73	51	30	33	11	14	9	3	1,714	安 芸	
153	198	106	120	89	57	36	18	3,770	南 国	
80	94	56	39	45	20	15	4	2,353	須 崎	
113	115	48	61	49	34	22	7	2,436	中 村	
106	92	85	71	54	33	20	7	2,488	伊 野	
1,144	1,359	834	830	724	488	282	136	26,360	計	
5,918	7,683	4,496	4,293	3,797	2,684	1,622	773	139,981	全 管 計	

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その4)

区 分	合										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	361	599	1,671	2,111	2,160	1,691	2,458	1,582	1,190	850
	鳴 門	148	228	740	841	964	743	1,022	725	503	399
	阿 南	99	159	545	650	659	599	768	443	301	214
	川 島	73	143	357	376	402	334	413	246	173	141
	脇 町	34	65	197	224	219	178	258	154	110	76
	池 田	49	81	247	295	271	214	305	199	140	100
	計	764	1,275	3,757	4,497	4,675	3,759	5,224	3,349	2,417	1,780
香 川 県	高 松	362	646	2,078	2,687	2,933	2,443	3,679	2,281	1,682	1,229
	丸 亀	193	301	965	1,135	1,223	994	1,405	879	573	415
	坂 出	140	216	665	896	944	774	1,158	719	478	372
	観 音 寺	140	266	895	1,009	976	843	1,224	775	538	429
	長 尾	100	195	569	644	691	527	754	426	291	197
	土 庄	33	47	220	266	275	214	290	173	145	78
	計	968	1,671	5,392	6,637	7,042	5,795	8,510	5,253	3,707	2,720
愛 媛 県	松 山	523	880	2,556	3,252	3,762	3,051	4,150	2,797	2,001	1,487
	今 治	161	256	755	915	1,102	886	1,238	802	577	415
	宇 和 島	104	249	621	718	666	586	771	479	308	247
	八 幡 浜	128	202	621	615	692	507	738	438	314	235
	新 居 浜	130	192	560	835	855	634	938	472	308	210
	伊 予 西 条	86	141	498	609	643	554	736	481	341	223
	大 洲	59	103	360	420	406	325	469	284	233	146
	伊 予 三 島	83	131	451	486	530	498	649	444	309	250
計	1,274	2,154	6,422	7,850	8,656	7,041	9,689	6,197	4,391	3,213	
高 知 県	高 知	411	673	1,832	2,283	2,377	1,854	2,526	1,642	1,243	940
	安 芸	76	129	389	512	453	371	532	319	199	116
	南 国	114	204	625	807	801	593	826	553	352	291
	須 崎	112	189	488	528	482	428	521	362	233	142
	中 村	123	191	493	587	558	406	593	358	220	185
	伊 野	87	157	492	551	555	414	515	379	242	180
計	923	1,543	4,319	5,268	5,226	4,066	5,513	3,613	2,489	1,854	
全 管 計	3,929	6,643	19,890	24,252	25,599	20,661	28,936	18,412	13,004	9,567	

計									区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	合 計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
629	919	588	497	489	362	221	120	18,498	徳 島
279	366	180	146	142	139	105	36	7,706	鳴 門
162	190	97	87	94	63	35	19	5,184	阿 南
98	111	51	44	33	31	23	9	3,058	川 島
62	55	38	35	39	20	15	9	1,788	脇 町
74	68	34	28	32	24	20	9	2,190	池 田
1,304	1,709	988	837	829	639	419	202	38,424	計
956	1,335	762	732	685	525	265	132	25,412	高 松
312	375	173	189	152	116	73	25	9,498	丸 亀
255	329	196	166	121	100	85	22	7,636	坂 出
229	248	127	128	123	79	50	21	8,100	観 音 寺
146	182	95	84	79	50	37	17	5,084	長 尾
71	65	48	39	41	23	11	1	2,040	土 庄
1,969	2,534	1,401	1,338	1,201	893	521	218	57,770	計
1,073	1,507	852	807	690	526	309	194	30,417	松 山
283	337	193	225	187	140	86	38	8,596	今 治
161	232	121	117	127	76	59	21	5,663	宇 和 島
139	128	98	73	83	53	43	18	5,125	八 幡 浜
146	210	115	129	108	72	45	19	5,978	新 居 浜
167	176	91	104	79	58	32	13	5,032	伊 予 西 条
96	106	70	59	62	47	30	9	3,284	大 洲
158	197	134	128	131	99	45	28	4,751	伊 予 三 島
2,223	2,893	1,674	1,642	1,467	1,071	649	340	68,846	計
689	898	559	556	523	374	210	111	19,701	高 知
96	76	37	37	22	17	18	10	3,409	安 芸
184	234	115	132	102	67	46	23	6,069	南 国
101	132	71	46	57	27	21	6	3,946	須 崎
150	153	64	76	63	47	33	13	4,313	中 村
134	108	98	75	58	39	23	9	4,116	伊 野
1,354	1,601	944	922	825	571	351	172	41,554	計
6,850	8,737	5,007	4,739	4,322	3,174	1,940	932	206,594	全 管 計

2 - 3 所得種類別人員、所得金額

(1) 人員、所得金額

区 分	人 員		所 得 金 額			
	主たるもの	従たるもの	外	千円		
事業所得	営業等所得	59,389	1,186	7,817	1,237,764	214,523,168
	農業所得	7,441	2,364	11,467	1,236,128	27,906,636
	計	66,830	3,550	19,284	2,473,892	242,429,805
利子所得	20	-	246	-	-	191,475
配当所得	134	-	8,964	-	-	8,425,532
不動産所得	22,473	919	40,852	545,116	137,429,466	
給与所得	79,989	-	21,523	-	-	472,485,120
総合譲渡所得	70	197	470	103,880	697,419	
一時所得	1,470	-	7,438	-	-	10,164,018
雑所得	29,621	-	39,968	-	-	87,895,023
(損益通産による差額)	-	-	-	3,253,744	1,091,238	
合 計	200,607	4,666	138,745	6,376,632	960,809,097	
分離短期譲渡所得	63	30	189	-	-	621,282
分離長期譲渡所得	5,503	84	1,462	-	-	89,126,294
株式等の譲渡等所得	200	-	252	-	-	6,162,331
山林所得	106	4	141	-	-	595,313
退職所得	115	-	223	-	-	1,734,351
総 計	206,594	4,784	141,012	6,376,632	1,059,048,666	

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注)1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

また、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得(特典控除後のことで、青色事業専従者給与等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。)で示されている。

(2) 人員、所得金額の変遷

(2) - 1 人 員

区 分	9 年 分		13 年 分		
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	
	人	%	人	%	
事業所得 {	営業等所得	93,110	35.2	59,389	28.7
	農業所得	11,003	4.2	7,441	3.6
	計	104,113	39.4	66,830	32.3
利子所得	13	0.0	20	0.0	
配当所得	53	0.0	134	0.1	
不動産所得	21,849	8.3	22,473	10.9	
給与所得	96,535	36.5	79,989	38.7	
総合譲渡所得	148	0.1	70	0.0	
一時所得	2,234	0.8	1,470	0.7	
雑所得	31,630	12.0	29,621	14.3	
合 計	256,575	97.0	200,607	97.1	
分離短期譲渡所得	76	0.0	63	0.0	
分離長期譲渡所得	7,329	2.8	5,503	2.7	
株式等の譲渡等所得	220	0.1	200	0.1	
山林所得	212	0.1	106	0.1	
退職所得	87	0.0	115	0.1	
總 計	264,499	100.0	206,594	100.0	

調査時点：翌年3月31日

(2) - 2 所得金額

区 分	9 年 分		13 年 分		
	所 得 金 額	構 成 比	所 得 金 額	構 成 比	
	千円	%	千円	%	
事業所得 {	営業等所得	317,106,443	24.2	214,523,168	20.3
	農業所得	44,555,157	3.4	27,906,636	2.6
	計	361,661,600	27.6	242,429,805	22.9
利子所得	231,992	0.0	191,475	0.0	
配当所得	11,165,754	0.9	8,425,532	0.8	
不動産所得	139,291,603	10.6	137,429,466	13.0	
給与所得	550,348,695	42.0	472,485,120	44.6	
総合譲渡所得	1,084,993	0.1	697,419	0.1	
一時所得	12,754,241	1.0	10,164,018	1.0	
雑所得	94,398,684	7.2	87,895,023	8.3	
(損益通産による差額)	542,561	0.0	1,091,238	0.1	
合 計	1,171,480,123	89.5	960,809,097	90.7	
分離短期譲渡所得	942,758	0.1	621,282	0.1	
分離長期譲渡所得	129,055,417	9.9	89,126,294	8.4	
株式等の譲渡等所得	5,630,809	0.4	6,162,331	0.6	
山林所得	1,394,764	0.1	595,313	0.1	
退職所得	1,097,504	0.1	1,734,351	0.2	
總 計	1,309,601,375	100.0	1,059,048,666	100.0	

調査時点：翌年3月31日